

## 負担金に関する実態調査の結果について

## 1 概要

## (1) 調査対象件数

167件（一般会計：145件、特別会計：22件）

## (2) 負担金の性質

項目	件数
① 特定の事業費を賄うための負担	40
② 団体を運営するための負担	110
③ 個別の研修やイベント等の会費負担	15
④ その他（派遣職員の人件費負担）	2

## (3) 負担金の交付対象者

項目	件数
① 一部事務組合	14
② 協会・協議会・公益法人等	133
③ 国・県・市町村	6
④ その他（民間企業等）	14

## (4) 負担金の算出根拠

項目	件数
① 定額の負担	66
② 割合に応じて負担	65
③ 内容や件数に応じて負担	36

## (5) 平成26年度の執行率

一般会計	予算額	676,734千円
	決算額	664,874千円
	執行率	98.2%
特別会計	予算額	733,463千円
	決算額	724,040千円
	執行率	98.7%

## (6) 担当者の主な考え

### ① 必要性

- ・ 職員に対する各種研修を行うため
- ・ 周辺市町との共同事業や施設運営を行うため
- ・ 地域共通のシステムや制度を運営するため
- ・ 町民の安全・安心を守るための事業を推進するため
- ・ 県内の全市町村が加入しており足並みを揃えるため

### ② 妥当性

- ・ 研修の内容等に応じた金額であるため
- ・ 均等割、自治体の規模、対象件数、受益などの実績をもとに算出根拠が示されているため
- ・ 総会や関係機関の協議により決定しているため

### ③ 事業効果

- ・ 職員の専門知識の習得や技能の向上
- ・ 他市町の職員との交流
- ・ 最新動向や各種情報の収集
- ・ 県や関係機関からの支援・協力
- ・ 共同化による安定的で効率的な事業や施設の運営
- ・ 事業や施設運営に係る経費の削減

## 2 調査結果の取扱い及び今後について

- ・ 調査の結果、一部事務組合や関係団体を運営するための負担金で、規約や協定等により負担金のあり方や負担割合の明らかなものが多くを占めた。
- ・ 調査結果は、部課長会議等を通じて職員に周知することにより、現行の負担金に対する担当者の問題意識や気づきのきっかけとするとともに、予算査定時の参考資料として活用する。
- ・ 町としては、今回の調査結果をもって、一律に負担金の見直しや金額の削減を行うことは現時点では考えていない。
- ・ 今後は、それぞれの担当課において負担金のあり方や負担割合を見直す機会を捉えて検討していく。

負担金に関する実態調査結果総括表

番号	名称	開始年度	性質 ※1	対象者※2		算出根拠※3		H26 予算額(千円)	H26 決算額(千円)	担当者の考え (①必要性・②妥当性・③事業効果)
				分類	団体名	分類	具体的内容			
1	職員研修参加負担金	不明	3	2	(公財)全国市町村研修財団ほか	3	研修日数、研修内容による	320	154	①高度な知識習得のために派遣研修は必要である。 ②研修日数、使用テキストにより金額が異なるものの、金額としては妥当である。 ③専門知識の習得のほか、他市町村職員との交流を深めることができる。
2	西春日井市町会負担金	H17	2	2	西春日井市町会	1	各団体(清須市、北名古屋、清須市) 10,000円	10	10	①2市1町での共同事業や要望など、市町会としての活動費であり、必要である。 ②2市1町での情報共有等を行ううえで必要であり、金額も妥当である。 ③毎年定期的に情報共有等を行っており、一定の事業効果がある。
3	町村会負担金	不明	2	2	愛知県町村会	2	平均割、世帯数割、郡割により算出	258	255	①国等への要望など、愛知県町村会としての活動費であり、必要である。 ②郡割の負担が高くなっているが、情報共有等のため必要である。 ③定期的な情報共有のほか、各種研修により職員の能力向上に資する。
4	西枇杷島安全運転管理協議会会費	不明	2	2	西枇杷島安全運転管理協議会	3	事業所の車両保有台数に応じて算出	20	20	①地域社会に貢献するため、率先して交通安全活動を行うことは重要である。 ②各事業所の車両保有台数に基づき算出されており、妥当である。 ③交通安全活動の推進を図り、住民の安心・安全な生活に寄与している。
5	地方行財政調査会負担金	S50	3	2	(一社)地方行財政調査会	1	月額10,000円×12ヶ月×1.08	130	130	①調査会が主催する研修に参加するため、必要不可欠な会費である。 ②団体規模に応じた会費であり、妥当な金額である。 ③最新のトレンドに対応した著名人が講師として招聘され、非常に有用である。
6	電信電話ユーザー協会会費	S61	2	2	(公財)日本電信電話ユーザー協会	1	名古屋地区6,000円、その他3,000円	3	3	①情報通信サービスに関する情報収集のため、必要な負担金である。 ②事業所が所在する地区により会費が異なるが、本町の金額は妥当である。 ③情報通信サービスに関する最新の動向や、会員価格で研修等を受講できる。
7	西春日井地区行政相談委員協議会負担金	不明	2	2	西春日井地区行政相談委員協議会 愛知行政相談委員協議会	2	(西春日井)各団体の人口割、均等割で算出 (愛知)行政相談委員1人あたり6,000円	17	16	①相談業務の円滑な遂行、資質向上に必要である。 ②業務の資質向上を図るために必要であり、金額的にも妥当である。 ③定期的に協議会及び研修会を開催しており、一定の事業効果がある。
8	県派遣職員負担金	H18	4	3	愛知県	2	派遣職員の給与に係る費用の3分の2を負担	15,500	14,312	①愛知県との関連事業などを効果的に進めていく上で必要である。 ②人件費の3分の2の負担で職に充てることができ、金額的にも妥当である。 ③県との連絡・調整体制を強化するための人脈は必要不可欠である。
9	日本広報協会負担金	不明	2	2	(公社)日本広報協会	1	町村 15,000円	15	15	①機関誌の購読、セミナー等、広報の質向上のためには必要な経費である。 ②機関誌は月刊誌であり、得られる情報に鑑みて妥当と言える。 ③文章の書き方など、広報の基礎から最近の傾向まで幅広く情報を入手できる。
10	コミュニティ政策学会会費	不明	2	2	コミュニティ政策学会	1	団体会員 30,000円	30	30	①町民討議会議を開催するなど、官学連携により進めており必要である。 ②人との接点を持つため、それに比せば妥当である。 ③コミュニティ政策について、人とのつながりができる。
11	愛知県国際交流協会負担金	不明	2	2	(公財)愛知県国際交流協会	1	団体会員年会費 10,000円	10	10	①外国人向け翻訳サービスなど国際交流に関する支援を受けることができる。 ②得られるメリットに比して、コストは低廉で妥当である。 ③多文化共生事業に有益である。
12	あいち医療通訳システム推進協議会負担金	H24	2	2	あいち医療通訳システム推進協議会	2	外国人住民数割、実績割により算出	4	4	①外国人が安心して医療等を受けられるために必要である。 ②受けられるサービスに比して低廉な負担であり妥当である。 ③外国人が安心して医療等を受けられる。
13	市町村ゼミナール参加費	不明	3	2	(一社)地域問題研究所	1	市町村 60,000円	60	60	①市町村ゼミナールは全国から講師を招聘しており、職員の研修効果も高い。 ②一般の研修受講料と比して低廉である。 ③職員の研修効果がある。
14	リニア中央新幹線愛知県期成同盟会分担金	不明	2	2	リニア中央新幹線愛知県期成同盟会	1	町村 3,000円	3	3	①県内全市町村が加盟し、経済振興の観点からも足並みを揃える必要がある。 ②負担は大きくなく妥当である。 ③リニア中央新幹線の効果を県内全域で享受することができる。
15	地方電子化協議会負担金	H21	1	2	(一社)地方税電子化協議会	3	会費、電子申告等関係負担金、eLTAX次 期更改準備資金等の合算額	261	261	①eLTAXの開発、運営等に全国の自治体が公平に負担するものであり、妥当である。 ②必要な経費を人口規模や税収規模に応じて負担するものであり、妥当である。 ③資料の整理や入力等の賦課事務などを円滑かつ効率的に行うことができる。
16	地方自治情報センター負担金	H9	1	2	地方公共団体情報システム機構	2	国勢調査の確定人口割により算出	1,210	1,210	①マイナンバー制度等の情報システム運営を実施するために必要である。 ②国勢調査の確定人口で規模に応じて負担しており、妥当である。 ③法律に規定された事務等を適切かつ着実に実行している。
17	あいち電子自治体推進協議会負担金	H15	2	2	あいち電子自治体推進協議会	2	人口、行政規模に応じて協議会総会で決定	3,628	3,101	①経費や人的な面で効率よく、地域間格差もなく早期に実現するために必要である。 ②人口や行政規模に応じて総会にて決定するため、妥当である。 ③システムの高い安全性を確保しつつ、24時間365日稼働を可能としている。
18	県統計協会負担金	不明	2	2	愛知県統計協会	1	町村 3,000円	3	3	①県内市町村との情報共有や愛知県との連絡調整等のために必要である。 ②得られる有益性に対して低額であり、妥当である。 ③県内市町村との情報共有や愛知県との連絡調整ができる。
19	資産評価システム負担金	S57	1	2	(一財)資産評価システム研究センター	1	人口8,000人～20,000人未満の町村 45,000円	45	45	①固定資産税の適正・公正な課税、説明責任を果たす上で必要不可欠である。 ②人口規模に比例しており、妥当である。 ③固定資産税の均衡化・適正化に有用であり、職員の知識・技術の向上に寄与する。
20	軽自動車税取扱経費負担金	H10	1	2	愛知県市町会、愛知県町村会	3	1年分の取扱件数×62円	131	130	①課税資料となる軽自動車税の申告書の提供は不可欠であり、必要な経費である。 ②愛知県市長会、町村会が締結する契約に基づき、全て均一金額であり妥当である。 ③申告書が漏れなく収集でき、軽自動車税の課税を適切に行うことができる。

負担金に関する実態調査結果総括表

番号	名称	開始年度	性質 ※1	対象者※2		算出根拠※3		H26 予算額(千円)	H26 決算額(千円)	担当者の考え (①必要性・②妥当性・③事業効果)
				分類	団体名	分類	具体的内容			
21	西税務推進協議会負担金	H5	1	2	名古屋西税務推進協議会	2	均等割、人口割により算出	27	27	①申告書の共同発送や研修・広報活動など国・県との連絡調整に必要である。 ②国・県・町税は密接に関わり、情報共有等を図る費用として金額的にも妥当である。 ③事業の効率化、情報共有等を円滑に行うことができる。
22	軽自動車転出車両情報負担金	H16	1	2	愛知県市町会、愛知県町村会	3	1年分の取扱件数×44円	10	9	①県外転出車両情報の把握は不可欠であり、必要な経費である。 ②愛知県市長会、町村会が締結する契約に基づき、全て均一金額であり妥当である。 ③軽自動車税申告書と併せて県外転出車両情報を把握でき、課税誤りを防止できる。
23	愛知県東尾張地方税滞納整理機構事務費負担金	H23	2	2	愛知県東尾張地方税滞納整理機構	2	機構運営委員会で決定した参加市町の按分割合による	500	500	①機構の組織運営に係る事務経費の負担であり、必要な経費である。 ②運営委員会により協議、決定された金額であり妥当である。 ③収納率の上昇や職員の徴収技術を向上させることができる。
24	西枇杷島防犯協会負担金	不明	2	2	西枇杷島防犯協会連合会	2	清須市、北名古屋、清須市の人口割で算出	364	363	①安全・安心して暮らすことのできる地域社会の実現にとって必要な経費である。 ②北名古屋、清須市との連絡調整を図る上で必要であり、金額的にも妥当である。 ③定期的に情報共有や連絡調整を行っており、一定の事業効果がある。
25	西枇杷島交通安全協会負担金	不明	2	2	愛知県交通安全協会西枇杷島支部	2	清須市、北名古屋、清須市の人口割で算出	364	363	①交通安全の確保、交通道徳の高揚及び交通環境の改善を図るために必要である。 ②北名古屋、清須市との連絡調整を図る上で必要であり、金額的にも妥当である。 ③定期的に情報共有や連絡調整を行っており、一定の事業効果がある。
26	西春日井広域事務組合負担金	H15	2	1	西春日井広域事務組合	2	均等割、人口割、基準財政需要額割により算出	245,431	245,431	①消防組織法に基づき、消防組織の設置は市町村の義務であり、必要な経費である。 ②均等割、人口割、基準財政需要額割で算出されており、金額的にも妥当である。 ③火災、急病、災害から町民の生命財産を守るために必要である。
27	防災ヘリコプター運営負担金	不明	2	2	愛知県防災ヘリコプター運営協議会	2	均等割、人口割、面積割、財政規模割により算出	550	549	①県防災ヘリコプターの円滑な運行管理、消防防災体制の充実強化に必要である。 ②県の消防防災体制の充実強化のために必要であり、金額的にも妥当である。 ③県防災ヘリコプターの円滑な運行管理を行っており、一定の事業効果がある。
28	消防団連合会負担金	不明	2	2	西春日井二市一町消防団連合会	2	均等割、団員割により算出	220	220	①消防団、消防本部の相互連絡調整、消防行政の円滑な実施に必要である。 ②消防団の活動を行うために必要であり、金額的にも妥当である。 ③定期的な連絡調整会議のほか、研修等を行っており、一定の事業効果がある。
29	尾張地区消防連絡協議会負担金	不明	2	2	尾張地区消防連絡協議会	2	県消防協会基礎額の2%、均等割により算出	23	22	①消防関係機関の相互連絡調整、消防行政の円滑な実施に必要である。 ②消防団の活用を行うために必要であり、金額的にも妥当である。 ③定期的な連絡調整会議のほか、研修等を行っており、一定の事業効果がある。
30	県消防協会負担金	不明	2	2	愛知県消防協会	2	団員割、人口割、基準財政収入額割、消防団割により算出	56	55	①消防団員、消防職員の消防知識技能の向上を図るために必要である。 ②消防団の活動を行うために必要であり、金額的にも妥当である。 ③定期的な連絡調整会議のほか、研修等を行っており、一定の事業効果がある。
31	消防水利維持管理負担金	不明	1	1	北名古屋水道企業団	3	消火栓、防火水槽、耐震貯水槽の設置数により算出	1,990	1,990	①町内の消火栓の維持管理を適切に行うため必要である。 ②消火栓の設置数により負担しており、金額的にも妥当である。 ③維持管理を適切に行っており、一定の事業効果がある。
32	防災行政無線運営協議会負担金	不明	2	2	愛知県防災行政無線運営協議会	3	地上系及び衛星系の局数により算出	1,362	1,358	①防災行政無線網の維持管理、運営を行い、防災行政情報の疎通に必要である。 ②防災行政無線網の維持管理、運営を行うため必要であり、金額的にも妥当である。 ③災害発生時における県との連絡手段の確保に一定の事業効果がある。
33	県水防事業管理団体連合会負担金	不明	2	2	愛知県水防管理団体連合会	1	人口規模に応じた額 5,000円	5	4	①水防体制の充実強化を図るため必要である。 ②各市町との情報共有や連絡調整を行う上で必要であり、金額的にも妥当である。 ③定期的に連絡調整を行っており、一定の事業効果がある。
34	西春日井戸籍住民基本台帳事務研究会負担金	H17	2	2	西春日井戸籍住民基本台帳事務研究会	2	人口割、均等割により算出	4	4	①11市町で研究問題を協議し、事務の情報共有を図るために必要な経費である。 ②各機関との情報共有や連絡調整を図る上で必要であり、金額的にも妥当である。 ③市町相互の連絡調整、事務の情報共有を行っている。
35	愛知戸籍住民基本台帳事務協議会負担金	H20	2	2	愛知戸籍住民基本台帳事務協議会	2	人口割、均等割により算出	3	3	①住民基本台帳事務等について、事務の統一改善の要望のため必要な経費である。 ②各機関との情報共有や連絡調整を図る上で必要であり、金額的にも妥当である。 ③研修等を実施し、事務の改善と会員相互の連絡調整を行っている。
36	県合併処理浄化槽普及促進協議会負担金	H1	2	2	県合併処理浄化槽普及促進協議会	2	人口割、国庫交付金の額等により算出	28	18	①共同事業の要望など、協議会としての活動を行うために必要な経費である。 ②普及啓発や補助金要望、情報共有を図る上で必要であり、金額的にも妥当である。 ③定期的な情報共有や各協議会に参加することで、一定の事業効果がある。
37	愛知県フロン回収システム推進協議会負担金	H8	2	2	愛知県フロン回収システム推進協議会	1	自治体会員 10,000円	10	10	①フロン類排出抑制のための普及啓発等の活動を行うために必要な経費である。 ②啓発活動や情報収集等を行う上で必要であり、金額的にも妥当である。 ③フロン類排出抑制のための啓発活動等を行い、一定の事業効果がある。
38	愛知県地球温暖化防止活動センター負担金	H15	2	2	愛知県地球温暖化防止活動センター	1	定額 10,000円	10	10	①地球温暖化のための調査、分析及び啓発等の活動のために必要な経費である。 ②調査研究など地球温暖化を防止する上で必要であり、金額的にも妥当である。 ③地球温暖化のための啓発活動など、一定の事業効果がある。
39	尾張東部火葬場組合負担金	S48	2	1	尾張東部火葬場管理組合	2	均等割、基準財政需要額割、人口割、利用割により算出	8,272	8,272	①春日井市、小牧市、豊山町で火葬場の管理を行うために必要な経費である。 ②各市町の人口、財政規模に応じた負担割合で金額的にも妥当である。 ③組合市町の住民は、火葬料金の負担が軽減され、一定の事業効果がある。
40	ごみゼロ社会推進あいち県民会議負担金	H5	2	2	ごみゼロ社会推進あいち県民会議	1	人口3万人未満 8,000円	8	8	①県民大会の開催や啓発活動など、協議会として活動を行うために必要な経費である。 ②ごみゼロ社会の形成推進を行う上で必要であり、金額的にも妥当である。 ③住民、事業者、行政が一体となり、ごみゼロ社会の形成推進を行っている。

負担金に関する実態調査結果総括表

番号	名称	開始年度	性質 ※1	対象者※2		算出根拠※3		H26 予算額(千円)	H26 決算額(千円)	担当者の考え (①必要性・②妥当性・③事業効果)
				分類	団体名	分類	具体的内容			
41	北名古屋衛生組合分室負担金	H26	2	1	北名古屋衛生組合	2	人件費の100分の20	5,072	3,496	①(仮称)北名古屋清掃工場建設に関する事務を行うために必要な経費である。 ②ごみ処理量の比率で算出されているため、金額的にも妥当である。 ③同一事業を共同処理することで事務効率、経費削減など一定の効果がある。
42	北名古屋衛生組合負担金(ごみ処理事業)	S51	1	1	北名古屋衛生組合	2	固定割、基準財政需要額割、ごみ処理量の割合、人口割により算出	62,414	62,414	①北名古屋市との共同でごみ処理に関する事業を行うため必要な経費である。 ②均等割、基準財政需要額割、ごみ処理量、人口割で算出し、金額的にも妥当である。 ③同一事業を共同処理することで事務効率、経費削減など一定の効果がある。
43	北名古屋衛生組合負担金(浄化槽維持管理推進事業)	S51	1	1	北名古屋衛生組合	2	固定割、基準財政需要額割、し尿処理量の割合、人口割により算出	108,132	108,132	①北名古屋市との共同事業でし尿処理に関する事業を行うため必要な経費である。 ②均等割、基準財政需要額割、し尿処理量、人口割で算出し、金額的にも妥当である。 ③同一事業を共同処理することで事務効率、経費削減など一定の効果がある。
44	名古屋人権擁護委員会負担金	不明	2	2	名古屋人権擁護委員会	3	前年8月1日現在の人口により算出	13	13	①人権擁護に関する啓発・相談など、人権擁護の推進に向けて必要な経費である。 ②関係機関との情報共有や連絡調整を図る上で必要であり、金額的にも妥当である。 ③定期的に情報共有や連絡調整を行っており、一定の事業効果がある。
45	西春地区人権擁護委員会負担金	H10	2	2	西春地区人権擁護委員会	3	前年10月1日現在の人口と人権擁護委員数により算出	8	8	①人権擁護委員が主体となって行う人権擁護活動に必要な経費である。 ②関係機関との情報共有や連絡調整を行う上で必要であり、金額的にも妥当である。 ③定期的に情報共有や連絡調整を行っており、一定の事業効果がある。
46	愛知県児童館連絡協議会負担金	S61	2	2	愛知県児童館連絡協議会	1	1児童館あたり年額4,500円	14	14	①県内児童館の情報交換や研修会など協議会の活動を行う上で必要な経費である。 ②児童館相互の連絡連携を図る上で必要であり、金額的にも妥当である。 ③研修会に参加し、児童館職員の知識習得、意識や技術向上を図ることができる。
47	児童福祉施設職員研修会参加負担金	H21	3	2	(社)愛知県社会福祉協議会	1	参加費 1人2,000円	50	4	①保育所長にとって重要な研修であり、町の保育向上のために必要な経費である。 ②研修費用は県社会福祉協議会が設定しており、金額的にも妥当である。 ③保育所長として必要な知識を向上につながり、保育所運営にとって効果的である。
48	東海北陸保育研究会負担金	H21	3	2	(社)愛知県社会福祉協議会	1	参加費 1人6,000円	12	0	①大会参加費として計上しているが、平成22年度以降は参加していない。 ②参加に係る経費は県社会福祉協議会が設定しており、金額的にも妥当である。 ③平成22年度以降は大会に参加していないため、事業効果は出ていない。
49	県社会福祉協議会負担金	H21	2	2	(社)愛知県社会福祉協議会	3	保育所数、保育士の人数により算出	72	56	①保育士にとって重要な研修であり、町の保育の質向上のために必要な経費である。 ②研修費用は県社会福祉協議会が設定しており、金額的にも妥当である。 ③保育士としての知識、技術を向上させることができ、保育所運営に効果的である。
50	尾張2市3町保育士会負担金	H22	2	2	尾張2市3町保育士会	1	所属市町村 50,000円	50	50	①保育士に対して研修を実施しており、町の保育向上のために必要な経費である。 ②負担金は研修の講師謝礼に使われており、金額的にも妥当である。 ③非常勤を含む保育士、町全体の保育の質を向上させることができ、効果的である。
51	日本スポーツ振興センター負担金	不明	1	2	独立行政法人日本スポーツ振興センター	3	園児数×375円(要保護児童は65円)により算出	154	145	①園児の事故に対する災害共済給付であり、保育所運営に必要な経費である。 ②負担金額と比較して手厚い共済給付が受けられるため、金額的にも妥当である。 ③保育所の責任の有無にかかわらず給付されるため、効果的である。
52	特別養護老人ホーム運営事業費負担金	H5	1	2	社会福祉法人西春日井福祉会	2	均等割、人口割、基準財政需要額割、高齢化率5%の割合に応じて算出	19,192	19,192	①介護保険制度の適切な実施のため、運営資金の調達等に必要な経費である。 ②北名古屋市、清須市、豊山町における負担金割合に応じた額であり、妥当である。 ③安定した施設運営がされており、一定の事業効果がある。
53	療養給付費負担金(過年度分)	H22	1	1	愛知県後期高齢者医療広域連合	2	公費5割のうち6分の1を市町村が負担	1,619	1,618	①後期高齢者医療制度の運営を行うため、療養給付費を負担することは必要である。 ②療養給付費を賄ううえで必要であり、金額的にも妥当である。 ③広域連合において安定した事業運営を行っており、一定の事業効果はある。
54	療養給付費負担金	H20	1	1	愛知県後期高齢者医療広域連合	2	公費5割のうち6分の1を市町村が負担	74,971	74,971	①後期高齢者医療制度の運営を行うため、療養給付費を負担することは必要である。 ②療養給付費を賄ううえで必要であり、金額的にも妥当である。 ③広域連合において安定した事業運営を行っており、一定の事業効果はある。
55	広域連合事務費負担金	H20	2	1	愛知県後期高齢者医療広域連合	2	均等割、後期高齢者人口割、人口割により算出	4,280	4,204	①後期高齢者医療制度の運営を行うため、療養給付費を負担することは必要である。 ②療養給付費を賄ううえで必要であり、金額的にも妥当である。 ③広域連合において安定した事業運営を行っており、一定の事業効果はある。
56	広域救急二次病院市町村負担金	H21	1	2	尾張西北部広域二次救急医療	2	人口割、市町別負担金額により算出	492	488	①救急医療の推進のため、関係する二次救急病院に負担金を支払う必要がある。 ②負担金額は、関係市町で協議しており、妥当である。 ③病院に対する補助を行うことで、安定した運営がなされ、一定の事業効果がある。
57	在宅当番医制運営費負担金	H15	1	2	西名古屋医師会	2	人口割により算出	499	499	①休日の外科診療を推進するため、西名古屋医師会へ経費を負担する必要がある。 ②医師会と2市1町で協議しており、妥当である。 ③運営に対する補助を行うことで、安定した運営がなされ、一定の事業効果がある。
58	在宅歯科当番医制運営費負担金	H15	1	2	西春日井歯科医師会	2	人口割により算出	144	144	①休日の歯科診療を推進するため、西春日井歯科医師会に対して負担する。 ②歯科医師会と2市1町で協議しており、妥当である。 ③運営に対する補助を行うことで、安定した運営がなされ、一定の事業効果がある。
59	西春日井広域事務組合休日急病業務負担金	H15	1	1	西春日井広域事務組合	2	均等割、人口割により算出	685	685	①休日の内科診療を推進するため西春日井広域事務組合に対して負担する。 ②西春日井広域事務組合と2市1町で協議しており、妥当である。 ③運営に対する補助を行うことで、安定した運営がなされ、一定の事業効果がある。
60	西春日井広域事務組合二次救急医療整備事業負担金	H18	1	1	西春日井広域事務組合	2	組合規約に定める負担割合により算出	331	309	①2市1町の救急医療確保のために負担する必要がある。 ②西春日井広域事務組合と2市1町で協議しており、妥当である。 ③二次救急医療の充実が図られており、一定の事業効果がある。

負担金に関する実態調査結果総括表

番号	名称	開始年度	性質 ※1	対象者※2		算出根拠※3		H26 予算額(千円)	H26 決算額(千円)	担当者の考え (①必要性・②妥当性・③事業効果)
				分類	団体名	分類	具体的内容			
61	西春日井広域事務組合二次救急医療運営費負担金	H18	1	1	西春日井広域事務組合	2	組合規約に定める負担割合により算出	10,837	10,386	①二次救急医療を確保するために負担する必要がある。 ②西春日井広域事務組合と2市1町で協議しており、妥当である。 ③運営に対する補助を行うことで、安定した運営がなされ、一定の事業効果がある。
62	西春日井地域医療推進協議会負担金	S59	2	2	西春日井地域医療推進協議会	2	均等割、人口割により算出	179	179	①2市1町の保健福祉、医療問題の改善のために負担する必要がある。 ②医師会、歯科医師会、薬剤師会と2市1町で協議しており、妥当である。 ③医師会、歯科医師会、薬剤師会で関係事業を実施しており、一定の効果がある。
63	県看護協会負担金	S57	2	2	(公社)愛知県看護協会	1	会員2名分(10,000円×2名)	20	20	①研修、看護の動向把握やナースセンターを活用することができ、必要な経費である。 ②県看護協会の総会で金額が定められ、人数に応じた金額であり妥当である。 ③研修をはじめ各種事業に活用できるため、一定の事業効果がある。
64	県健康づくり振興事業団負担金	S60	2	2	(公財)愛知県健康づくり振興事業団	1	会員費 10,000円	10	10	①健康づくりのための知識、技術向上が図れるため、必要な経費である。 ②団体会員費は一律で決まっており、金額的にも妥当である。 ③健康教育の実施や研修の成果を業務に反映するなど、一定の事業効果がある。
65	市町村保健師協議会負担金	S53	2	2	愛知県市町村保健師協議会	2	人口規模、保健師数、調整率により算出	11	10	①保健師としての技術、知識の習得、市町村間の連絡調整もできるため必要である。 ②保健師間での情報共有や研修会への参加に必要であり、金額的にも妥当である。 ③研修会で技術や知識の習得と他市町村の動向が把握でき、事業効果がある。
66	食品衛生協会清須支部負担金	S32	2	2	(一社)愛知県食品衛生協会清須支部	2	人口割により算出	33	33	①保健所管内の職員衛生全般に関して事業展開しているため必要である。 ②食品営業者の食品衛生向上を図るうえで必要であり、金額的にも妥当である。 ③食品衛生思想の普及啓発など継続的に活動しており、一定の事業効果がある。
67	尾張中部保健師事務研究会負担金	H17	1	2	尾張中部地域保健師会	1	町負担金 5,000円	5	5	①清須市、北名古屋市との連絡調整と業務研究のために必要な経費である。 ②情報共有や連絡調整、業務研究を図る上で必要であり、金額的にも妥当である。 ③地域に根差した保健福祉業務について研究、実践しており、効果がある。
68	研修会参加負担金	H24	3	2	(社)恩賜財団母子愛育会	3	研修事業の内容に応じて負担	17	0	①全国の市町村の取組や最新の動向、知識を習得できるため必要である。 ②研修内容、日数に応じて金額が決まっており、妥当である。 ③研修内容を事業運営に活用しており、事業効果がある。
69	県農業会議負担金	S29	2	2	愛知県農業会議	2	均等割、農家戸数割、耕地面積割により算出	78	78	①農業施策に反映させるための意見公表、要望活動等を行うために必要である。 ②均等割、農家戸数割、耕地面積に応じて算出されており、金額的にも妥当である。 ③年16回の会議を開催して諮問機関としての業務を行い、一定の事業効果がある。
70	合瀬川水系農業用排水総合整備事業負担金	S24	1	3	愛知県	2	事業費を受益面積で按分した5%	2,585	1,325	①土地改良法に基づく負担金であり、必要な経費である。 ②受益面積により事業費を決定し、その5%を負担金としており、妥当である。 ③農業用水の水質改善が図られ、農業環境が向上し、一定の事業効果がある。
71	木津用水水管理対策協議会負担金	S54	2	2	木津用水水管理対策協議会	2	用水受益割、面積割により算出	20	20	①木津用水管理計画の推進や要望活動等を実施しており、必要な経費である。 ②木津用水流域市町の均等割、受益面積に応じた負担であり、妥当である。 ③新木津用水路の改修工事を実施し、被害を防止することができるため効果がある。
72	合瀬川水系用排水施設整備事業推進協議会負担金	H7	2	2	合瀬川水系用排水施設整備事業推進協議会	2	受益割、建設事業費地元負担分の一部に応じて算出	76	52	①農業用水の水質改善を図り、関係機関と連携して事業を推進するため必要である。 ②木津用水流域市町の受益に応じた負担となっており、妥当である。 ③農業用水の水質改善が図られ、農業環境が向上しており、一定の事業効果がある。
73	木津用水地域国営事業新濃尾地区促進協議会負担金	H7	2	2	木津用水地域国営事業新濃尾地区促進協議会	2	用水受益割、均等割により算出	17	17	①事業を円滑に促進するため、関係機関との連絡調整等を行うために必要である。 ②流域市町の均等割、受益面積に応じた負担となっており、金額的にも妥当である。 ③当該事業により、一定規模の降雨に対応できるようになるため事業効果がある。
74	県緑化推進委員会負担金	H8	2	2	愛知県緑化推進委員会	1	町村会員 20,000円	20	20	①幅広い緑化活動の展開と緑化意識の一層の高揚を図るために必要な経費である。 ②団体に応じた定額の負担であり、金額的にも妥当である。 ③地域緑化、家庭緑化の推進に寄与しており、一定の事業効果がある。
75	西春日井地区農業改良推進協議会負担金	S44	2	2	西春日井地区農業改良推進協議会	2	均等割、農家戸数割、耕地面積割により算出	58	58	①農業改良推進の啓蒙や農業行政等の連絡調整を行う活動に必要な経費である。 ②農家戸数や経営耕地面積等により決まっており、金額的にも妥当である。 ③安全・安心な農業物生産に応えるための活動等をしており、事業効果がある。
76	県土地改良事業団体連合会負担金	S57	2	2	愛知県土地改良事業団体連合会	3	賦課金、事業負担金に応じて算出	6,130	6,127	①土地改良事業及び農村整備推進事業を行うために必要な経費である。 ②各事業費に対する定率負担であり、金額的にも妥当である。 ③農業水利施設の整備補修など、持続的な地域農業に貢献しており効果がある。
77	県土地改良事業団体連合会名古屋支会負担金	S57	2	2	県土地改良事業団体連合会名古屋支会	2	平等割、事業費割により算出	38	36	①土地改良事業及び農村整備推進事業を行うために必要な経費である。 ②各事業費に対する定率負担であり、金額的にも妥当である。 ③農業水利施設の整備補修など、持続的な地域農業に貢献しており効果がある。
78	県・名古屋市道路利用者会議負担金	S23	2	2	愛知県名古屋市道路利用者会議	1	人口10,000人以上30,000人未満 5,600円	6	6	①道路整備事業の促進を図るため、関係機関への要望活動のために必要である。 ②人口規模に応じており、道路利用者の応分の負担となっており妥当である。 ③要望活動を通じて、道路整備のための財源を確保しており、事業効果はある。
79	県・市町村道整備促進期成同盟会負担金	S61	2	2	愛知県市町村道整備促進期成同盟会	1	人口4,000人以上30,000人未満 7,000円	9	9	①道路整備事業の促進を図るため、関係機関への要望活動のために必要である。 ②人口規模に応じており、道路利用者の応分の負担となっており妥当である。 ③要望活動を通じて、道路整備のための財源を確保しており、事業効果はある。
80	尾張建設協議会負担金	S50	2	2	尾張建設協議会	2	人口割、事業費割により算出	64	64	①尾張建設事務所管内の道路等の整備促進を図るための要望活動に必要な経費である。 ②人口規模と町が実施する事業費に応じた負担となっており妥当である。 ③町内の県道、流域下水道の整備が促進されており、事業効果がある。

負担金に関する実態調査結果総括表

番号	名称	開始年度	性質 ※1	対象者※2		算出根拠※3		H26 予算額(千円)	H26 決算額(千円)	担当者の考え (①必要性・②妥当性・③事業効果)
				分類	団体名	分類	具体的内容			
81	県道路整備促進協力会負担金	S33	2	2	愛知県道路整備促進協力会	1	人口割、事業費割により算出	11	11	①道路整備事業の促進を図るため、関係機関への要望活動のために必要である。 ②人口規模と町が実施する事業費に応じた負担となっており妥当である。 ③要望活動を通じて、道路整備のための財源を確保しており、事業効果はある。
82	県河川海岸協会負担金	H10	2	2	愛知県河川海岸協会	1	人口割、事業費割、会費により算出	8	8	①河川事業等の促進を図るため、関係機関への要望活動のため必要な経費である。 ②人口規模と町が実施する事業費に応じた負担となっており妥当である。 ③要望活動を通じて、県内の河川、海岸の整備促進が図られ、事業効果がある。
83	中江川改修促進協議会負担金	H3	2	2	中江川改修促進協議会	2	均等割、流域割により算出	121	100	①中江川流域の浸水被害防止に向け、関係機関に要望するために必要である。 ②流域内市町の均等割と流域面積に応じた負担となっており妥当である。 ③中江川の河道改修、排水機場の整備促進が図られており、事業効果はある。
84	愛日建設技術協会負担金	S55	2	2	愛日建設技術協会	1	会員費 6,000円	30	30	①職員の資質向上のため視察研修等を開催しており、必要な経費である。 ②会費に研修費用が含まれており、金額的にも妥当である。 ③研修等に参加することで職員の資質向上につながっており、事業効果がある。
85	新川・五条川改修期成同盟会負担金	不明	2	2	新川・五条川改修期成同盟会	1	均等割、延長・流域割により算出 (10,000円)	10	10	①新川・五条川流域の浸水被害防止のため、関係機関への要望に必要である。 ②流域市町、土地改良区の均等割、流域面積に応じた金額であり、妥当である。 ③要望活動を通じて、新川流域河川の整備促進が図られており、事業効果がある。
86	日本道路協会負担金	H1	2	2	(公社)日本道路協会	1	会員費 30,000円	30	30	①職員の資質向上のため視察研修等に参加しており、必要な経費である。 ②会費に研修費用が含まれており、金額的にも妥当である。 ③研修等に参加することで職員の資質向上につながっており、事業効果がある。
87	新川流域総合治水対策協議会負担金	S55	2	2	新川流域総合治水対策協議会	1	各町村(15団体) 11,000円	12	11	①新川流域の浸水被害防止のため、流域市町と情報共有等を行ううえで必要である。 ②治水対策を共有する流域市町が均等して負担しており、妥当である。 ③総合治水対策のための情報交換や事業間連携を行っており、事業効果がある。
88	東海環状地域整備推進協議会負担金	H8	2	2	東海環状地域整備推進協議会	1	均等割(町村) 5,000円	5	5	①視察研修、技術講習会を開催しており、必要な経費である。 ②東海環状自動車道沿線市町村の規模に応じた負担となっており、妥当である。 ③関係市町村の情報共有や連絡調整を行っており、一定の事業効果がある。
89	郡東部危険物安全協会負担金	H15	2	2	西春日井危険物安全協会	3	均等割、危険物貯蔵又は取扱数量に応じて算出	7	7	①危険物を管理する職員向けの講習会を開催しており、必要な経費である。 ②事業所の均等割と危険物貯蔵又は取扱数量に応じて負担しており、妥当である。 ③参加職員が施設を適正に管理することで事故防止につながり、事業効果がある。
90	周辺対策事業負担金	H15	1	3	北名古屋市	2	下水道負担割、衛生し尿負担割により算出	54,154	52,740	①新川東部浄化センター、衛生施設周辺の道路整備等のために必要である。 ②下水道整備の促進のために必要であり、金額的にも妥当である。 ③道路整備等が進み、施設立地に対する周辺対策が施されており、事業効果がある。
91	バス運行負担金	H14	1	4	あおい交通(株)	3	運行事業契約書に基づき経費等により算出	29,801	25,046	①とよやまタウンバスの運行や停留所の維持管理のため必要不可欠な経費である。 ②運行事業実績に応じた負担となっており、妥当である。 ③適切なバスの運行業務が行われており、事業効果がある。
92	公共交通会議負担金	H22	1	2	豊山町地域公共交通会議	3	公共交通マップ作成など事業費に応じて算出	2,003	2,003	①公共交通のあり方の検討、地域公共交通網形成計画の作成に必要な経費である。 ②公共交通会議を運営する上で必要であり、金額的にも妥当である。 ③年数回の会議開催により、計画策定や事業の見える化が図られ、事業効果はある。
93	県営名古屋空港の活性化に関する協議会負担金	H19	2	2	県営名古屋空港の活性化に関する協議会	2	均等割、人口割により算出	145	145	①空港の一層の発展と協議会構成自治体の振興を行う上で必要な経費である。 ②均等割、人口割により負担割合が定められており、金額的にも妥当である。 ③県や構成団体との連携と協力が強化されており、事業効果がある。
94	全国民間空港関係市町村協議会負担金	S42	2	2	全国民間空港関係市町村協議会	2	均等割、空港種別割、航空機燃料譲与税割により算出	17	17	①空港の環境整備、航空の安全確保等の要望活動を行うため必要な経費である。 ②均等割、空港種別割、航空機燃料譲与税割で算出され、金額的にも妥当である。 ③空港整備の推進や環境・安全対策の充実を求める運動を行い、事業効果がある。
95	全国地域航空システム推進協議会負担金	S58	2	2	全国地域航空システム推進協議会	1	町村 43,000円	43	43	①空港の活用等について関連団体や会員との連絡調整を行うために必要である。 ②自治体の規模に応じた負担割合となっており、金額的にも妥当である。 ③県営名古屋空港が所在する本町において事業効果がある。
96	県営名古屋空港協議会負担金	H17	2	2	県営名古屋空港協議会	1	会員費 550,000円	550	550	①空港の利活用促進や機能充実のためのPR活動を行う上で必要な経費である。 ②自治体の規模に応じた定額負担となっており、金額的にも妥当である。 ③就航先でPR活動等を行い、空港利用者数の増加に寄与しており、事業効果がある。
97	名古屋空港周辺環境整備連絡協議会負担金	S61	2	2	名古屋空港周辺環境整備連絡協議会	1	各市町 10,000円	10	10	①空港周辺の環境対策における情報交換等を行う上で必要な経費である。 ②会員一律の金額となっており、金額的にも妥当である。 ③研修会等への参加を通じて、環境対策事業を推進しており、事業効果がある。
98	県労働者福祉協議会尾張北支部負担金	H9	2	2	愛知県労働者福祉協議会尾張北支部	1	会員費 50,000円	50	50	①労働者福祉の充実を図るため、関係団体と協調した事業展開に必要である。 ②春日井市、小牧市、北名古屋市など近隣の状況等から判断して妥当である。 ③地域労働者相互の親睦と交流を深め、地域社会の健全に寄与している。
99	産業立地推進協議会負担金	S25	2	2	愛知県産業立地推進協議会	1	町 20,000円	20	20	①航空機産業の立地促進のため県と協調して事業を推進する必要がある。 ②市町村に応じた負担であり、妥当である。 ③企業立地の情報等が受けられ、県と協調して立地の相談に対応できる。
100	県建築物地震対策推進協議会負担金	H10	2	2	愛知県建築物地震対策推進協議会	2	県と同負担額を構成市町村で按分する	6	6	①総合的な地震対策の推進を図るために必要な経費である。 ②人口で按分して算出しており、金額的にも妥当である。 ③地震対策の推進により、町民の地震に対する安全性の向上が図られる。

負担金に関する実態調査結果総括表

番号	名称	開始年度	性質 ※1	対象者※2		算出根拠※3		H26 予算額(千円)	H26 決算額(千円)	担当者の考え (①必要性・②妥当性・③事業効果)
				分類	団体名	分類	具体的内容			
101	財団法人都市計画協会負担金	H24	2	2	(公財)都市計画協会	2	会員費(人口割) 28,000円	28	28	①都市計画など各般の施策を強化推進するために必要な経費である。 ②人口割で算出しており、妥当である。 ③図書等による情報提供等により、都市計画の普及啓発が進められる。
102	名濃バイパス建設促進期成同盟会負担金	S38	2	2	名濃バイパス建設促進期成同盟会	2	均等割12,000円、人口割7,000円	19	19	①名濃バイパスの整備は必要であり、協議会への参加は必要である。 ②均等割、人口割により算出しており、妥当である。 ③住民生活の利便性向上と地域の発展、防災・震災対策の推進が図られる。
103	県街路促進協議会負担金	H4	2	2	愛知県街路事業促進協議会	2	通常費5,000円、特別会費8,000円	13	13	①街路整備事業の啓発、関係機関への要望等に必要な経費である。 ②市町村による定額、人口割で算出しており、妥当である。 ③街路事業の促進により道路整備が進み、地域住民の快適な住環境が形成される。
104	県都市計画協会負担金	S23	2	2	愛知県都市計画協会	1	会員費 5,000円	5	5	①都市計画全般に関する事業の推進や情報収集など必要な経費である。 ②人口に応じた定額であり、妥当である。 ③都市計画に関する研修、図書等の状況により事業の普及啓発が図られる。
105	街づくり区画整理協会負担金	S45	2	2	(公社)街づくり区画整理協会	2	会員費(人口割) 14,000円	14	14	①街づくりの研究、知識・技術の普及向上のために必要な経費である。 ②人口に応じた金額で事業実績がない場合は減額もあるので、妥当である。 ③街づくりの推進が図られ、土地基盤整備など公共の福祉の増進に寄与する。
106	基地関連負担金	S30	2	2	全国基地協議会、防衛施設周辺整備全国協議会	2	全国基地協議会13,000円、防衛施設周辺整備全国協議会8,000円	22	21	①空港周辺対策や防衛施設周辺整備を進める上で必要な経費である。 ②均等割と交付金割に対応した金額であり、妥当である。 ③空港周辺の整備が進められ、住民の生活安定及び福祉の向上が図られる。
107	西春日井地区教育委員会連絡協議会負担金	H7	2	2	西春日井地区教育委員会連絡協議会	1	会員費 30,000円	30	30	①教育行政の運営など、協議会の活動を行うために必要な経費である。 ②協議会の目的に沿った事業を行うために必要であり、金額的にも妥当である。 ③研修会の実施や、情報交換や情報共有を行うなど、一定の事業効果がある。
108	西春日井地区教育会負担金	S42	2	2	西春日井地区教育会	2	世帯数割により算出	212	212	①2市1町で行う表彰式典、研修会等の費用として負担するために必要である。 ②世帯数割により算出しており、金額的にも妥当である。 ③2市1町の教育委員会と調整し、地区内の教育向上につながるため事業効果はあ
109	市町村教育委員会連合会負担金	S44	2	2	愛知県市町村教育委員会連合会	2	人口割、均等割により算出	7	7	①県内各市町村教育委員会相互の諸業務を遂行するために必要な経費である。 ②人口割、均等割により算出しており、金額的にも妥当である。 ③教育内容の研究及び教育環境の向上を行っており、一定の事業効果がある。
110	対外試合各種大会関係費負担金	S62	2	2	豊山中学校部活動運営委員会	1	一律798,000円を負担	798	798	①中学校教育における部活動の各種大会に参加する経費として必要である。 ②中学校教育における部活動の振興を図る上で必要であり、金銭的にも妥当である。 ③各種大会において、好成績を残しており、一定の事業効果はある。
111	西春日井支所中小体育連盟分担金	不明	2	2	西春日井支所中小学校体育連盟	2	学校割、生徒割により算出	129	129	①西春日井地区の学校体育に関して調査研究等を行うために必要な経費である。 ②学校数及び生徒数により算出しており、金額的にも妥当である。 ③地区内の部活動振興に必要であり、一定の事業効果がある。
112	町村教育長協議会負担金	S42	2	2	愛知県町村教育長協議会	1	会員費(人口割) 23,000円	23	23	①各町村教育長相互のつながりを密にするために必要な経費である。 ②人口に応じて算出しており、金額的にも妥当である。 ③各教育長の情報交換、連絡調整等を行っており、一定の事業効果がある。
113	西春日井地区学校保健会負担金	不明	2	2	西春日井地区学校保健会	2	児童生徒数、学校数に応じて算出	74	74	①西春日井地区の学校保健に関して普及啓発等を行うために必要な経費である。 ②児童生徒数及び学校数に応じて算出しており、金額的にも妥当である。 ③学校保健に関する情報交換や連絡調整を行っており、一定の事業効果がある。
114	愛日地方教育事務協議会	S28	2	2	愛日地方教育事務協議会	3	均等割、人口割、学校数割、学級数割により算出	154	154	①協議会規約に基づき、構成市町として費用を負担する必要がある。 ②均等割、人口割、学校数割、学級数割により算出し、金額的にも妥当である。 ③協議会によって事務を共同管理し、事務の軽減につながっており、効果がある。
115	西春日井地区公立小中学校教職員保健管理連絡協議会分担金	S54	2	2	西春日井地区公立小中学校教職員保健管理連絡協議会	3	児童生徒・教職員数割、均等割により算出	8	8	①児童生徒教職員欠格審査の諮問に関する事務を行うために必要な経費である。 ②児童生徒及び教職員数割、均等割により算出し、金額的にも妥当である。 ③連絡協議会によって事務の軽減が図られ、一定の事業効果がある。
116	派遣指導主事負担金	H16	4	3	愛知県	2	派遣職員の給与に係る費用の2分の1を負担	6,000	5,934	①教育現場との調整、指導や県からの照会文書等の業務遂行に必要な経費である。 ②当該職員の給与の2分の1を市町村が負担し、金額的にも妥当である。 ③専門的な知識を活かし、教育現場の実情に応じた指導を実施できており効果があ
117	研修会参加負担金(事務局費共通事業)	不明	3	4	各研修機関等	3	事業内容に応じて負担する	9	5	①事務局職員の資質向上のための研修に参加するための負担金であり必要である。 ②事業の実績に応じて負担する費用であり、金額的にも妥当である。 ③研修に参加することができ資質向上につながっており、一定の事業効果がある。
118	研修会参加負担金(いじめ・不登校対策事業)	不明	3	2	愛知県適応指導教室連絡協議会	1	会員費 5,000円	5	5	①指導員の資質向上を図るうえで必要な経費である。 ②定額の会費で指導員の資質向上を図ることができ、金額的にも妥当である。 ③指導員が研修等に参加することができ、一定の事業効果がある。
119	研修会参加負担金(小学校)	不明	3	4	各研修機関等	3	事業内容に応じて負担する	217	160	①教職員の資質向上を図るうえで必要な経費である。 ②事業の実績に応じて負担する費用であり、金額的にも妥当である。 ③教職員が研修等に参加することができ、一定の事業効果がある。
120	日本スポーツ振興センター負担金(小学校)	不明	1	2	独立行政法人日本スポーツ振興センター	3	児童生徒数×920円(要保護児童は40円)により算出	943	899	①国・学校の設置者・保護者の3者で負担する必要な経費である。 ②負担金額に比べて手厚い給付が受けられ、金額的にも妥当である。 ③学校の責任の有無に関わらず、給付の対象となるため、一定の事業効果がある。



負担金に関する実態調査結果総括表

番号	名称	開始年度	性質 ※1	対象者※2		算出根拠※3		H26 予算額(千円)	H26 決算額(千円)	担当者の考え (①必要性・②妥当性・③事業効果)
				分類	団体名	分類	具体的内容			
121	西春日井地区小学校教育会負担金	S42	2	2	西春日井地区教育会	2	西春日井地区の学校割により算出	362	362	①西春日井地区の教育委員会で構成されており、負担する必要がある。 ②各市町の学校数割で算出しており、金額的にも妥当である。 ③地区内の教育向上等につながっており、一定の事業効果がある。
122	日本スポーツ振興センター負担金(小学校)	不明	1	2	独立行政法人日本スポーツ振興センター	3	児童生徒数×920円(要保護児童は40円)により算出	422	399	①国・学校の設置者・保護者の3者で負担する必要な経費である。 ②負担金額に比べて手厚い給付が受けられ、金額的にも妥当である。 ③学校の責任の有無に関わらず、給付の対象となるため、一定の事業効果がある。
123	西春日井地区中学校教育会負担金	S42	2	2	西春日井地区教育会	2	西春日井地区の学校割により算出	122	122	①西春日井地区の教育委員会で構成されており、負担する必要がある。 ②各市町の学校数割で算出しており、金額的にも妥当である。 ③地区内の教育向上等につながっており、一定の事業効果がある。
124	研修会参加負担金(中学校)	不明	3	4	各研修機関	3	事業内容に応じて負担する	60	46	①教職員の資質向上を図るうえで必要な経費である。 ②事業の実績に応じて負担する費用であり、金額的にも妥当である。 ③教職員が研修等に参加することができ、一定の事業効果がある。
125	県学校給食センター連絡協議会負担金	S44	2	2	愛知県学校給食センター連絡協議会	1	定額10,000円(1施設の場合)	10	10	①学校給食の充実や運営管理、栄養改善等のための必要な経費である。 ②各自治体の定額負担と施設割により算出し、金額的にも妥当である。 ③安全・安心な給食の提供を行うための情報交換等を行い、事業効果は大きい。
126	西春日井市町学校給食センター連絡協議会負担金	H17	2	2	西春日井市町学校給食センター連絡協議会	1	年額 5,000円	5	5	①学校給食センターの運営等に関する調査研究等を行う上で必要な経費である。 ②2市1町による均等割で算出し、金額的にも妥当である。 ③情報交換や連絡調整を行っており、一定の事業効果がある。
127	尾東地区給食センター連絡協議会負担金	S56	2	2	尾東地区給食センター連絡協議会	1	各町村(11団体) 3,000円	3	3	①給食物資の共同購入をはじめ、調査・研修会等の費用負担は必要である。 ②構成自治体11市町が定額負担しており、金額的にも妥当である。 ③安全・安心な給食の提供を行うための情報交換等を行い、事業効果は大きい。
128	県学校栄養職員研究協議会負担金	S50	2	2	愛知県学校栄養職員研究協議会	1	年額 11,000円	16	16	①研修により栄養教諭や学校栄養職員の質向上を図るため必要な経費である。 ②食育を推進するために必要な経費であり、金額的にも妥当である。 ③栄養教諭や学校栄養職員の質向上を図るため、一定の事業効果がある。
129	県社会教育委員連絡協議会負担金	H7	2	2	愛知県社会教育委員連絡協議会	1	委員1名につき1,200円	18	18	①社会教育の振興発展に向け、情報交換等を行うための必要な経費である。 ②社会教育委員の人数に応じて算出しており、金額的にも妥当である。 ③社会教育に関する情報共有や連絡調整を行っており、一定の事業効果がある。
130	愛日社会教育委員連絡協議会負担金	H21	2	2	愛知県社会教育委員連絡協議会東尾張支部	1	年額 5,000円	5	5	①社会教育の振興発展に向け、情報交換等を行うための必要な経費である。 ②1市町ごとに一定の金額を負担しており、金額的にも妥当である。 ③社会教育に関する情報共有や連絡調整を行っており、一定の事業効果がある。
131	日本図書館協会負担金	不明	2	2	(公社)日本図書館協会	1	年額 37,000円	37	37	①図書館同士が情報共有を図るために必要な経費である。 ②施設の規模等に応じて負担しており、金額的にも妥当である。 ③図書館運営に関する情報や研修会等が行われており、一定の事業効果がある。
132	県図書館協会負担金	S63	2	2	愛知県図書館協会	1	年額 3,500円	4	4	①愛知県内の図書館が相互に連携を図る上で必要な経費である。 ②会則により定額を負担しており、金額的にも妥当である。 ③定期的に情報共有や連絡調整を行っており、一定の事業効果がある。
133	児童図書館協会負担金	S63	2	2	児童図書館研究会	1	年額 7,000円	7	7	①児童の読書環境について情報共有を図るために必要な経費である。 ②機関誌を希望しているため定額を負担しており、金額的にも妥当である。 ③毎月機関誌により情報提供を受けており、一定の事業効果がある。
134	尾張部公共図書館連絡協議会負担金	S63	2	2	尾張部公共図書館連絡協議会	1	年額 2,500円	3	3	①尾張地域の図書館が相互に連携を図る上で必要な経費である。 ②規約により定額を負担しており、金額的にも妥当である。 ③定期的に情報共有や連絡調整を行い、一定の事業効果がある。
135	公民館連合会負担金	S63	2	2	愛知県公民館連合会	2	人口、公民館数に応じて算出	7	7	①より効果的な公民館活動を行うための調査研究等のために必要な経費である。 ②人口及び公民館数に応じて算出し、金額的にも妥当である。 ③定期的に情報交換や研修を行っており、一定の事業効果がある。
136	県体育施設協会負担金	S63	2	2	愛知県体育施設協会	1	人口3万人未満 7,000円	7	7	①体育施設の充実、利用促進を図るために必要な経費である。 ②人口に応じて算出しており、金額的にも妥当である。 ③定期的に情報交換や研修を行っており、一定の事業効果がある。
137	東海4県スポーツ推進委員研究大会参加負担金	不明	3	2	東海4県スポーツ推進委員連絡協議会	1	担当者1人あたり 2,300円	3	2	①スポーツ推進委員が、今後の活動について学ぶ場として必要である。 ②担当者1人あたり一定の金額を負担しており、金額的にも妥当である。 ③最新のスポーツ推進委員情報や新講座の種目設定など、事業効果がある。
138	西春日井地区スポーツ推進委員連絡協議会負担金	S48	2	2	西春日井地区スポーツ推進委員連絡協議会	2	人口割、均等割、スポーツ推進委員の人数に応じて算出	13	12	①地区内のスポーツ推進委員の研修、相互の学習交流等に必要な経費である。 ②人口割、均等割、スポーツ推進委員人数で算出しており、金額的にも妥当である。 ③新種目の発掘や推進委員の相互交流による協力など、一定の事業効果がある。
139	愛日地区スポーツ推進委員連絡協議会負担金	S53	2	2	愛知県スポーツ推進委員連絡協議会東尾張愛日支部	1	年額 10,000円	10	10	①協議会の開催を通じて、連携・提携を達成するために必要な経費である。 ②愛日地区市町で定額を負担し、金額的にも妥当である。 ③定期的に情報交換や研修を行っており、一定の事業効果がある。
140	全国スポーツ推進委員連合負担金	H24	2	2	全国スポーツ推進委員連合	3	スポーツ推進委員1人あたり 500円	3	3	①各種事業を行ううえで、円滑で効果的な運営のために必要な経費である。 ②各市町村スポーツ推進委員の人数で算出しており、金額的にも妥当である。 ③研修への参加や、機関誌の発行など、一定の効果がある。

負担金に関する実態調査結果総括表

番号	名称	開始年度	性質 ※1	対象者※2		算出根拠※3		H26 予算額(千円)	H26 決算額(千円)	担当者の考え (①必要性・②妥当性・③事業効果)
				分類	団体名	分類	具体的内容			
141	空港周辺2市1町議長協議会負担金	不明	2	2	空港周辺2市1町議長協議会	1	各市町 30,000円	30	30	①県営名古屋空港の諸問題を論議するために必要な経費である。 ②各市町で定額を負担し、金額的にも妥当である。 ③定期的に情報共有を行っており、一定の事業効果がある。
142	全国基地協議会負担金	S31	2	2	全国基地協議会	2	均等割、基地調整交付金割、特定防衛施設交付金割により算出	124	124	①基地がある市町村の諸問題を論議するために必要な経費である。 ②均等割、基地調整交付金割等で算出し、金額的にも妥当である。 ③定期的に情報共有を行っており、一定の事業効果がある。
143	町村議会議長会負担金	S24	2	2	愛知県町村議会議長会	2	均等割、世帯割、郡割により算出	290	290	①円滑な議会運営のため、諸問題を論議するための必要な経費である。 ②均等割、世帯割、郡割により算出し、金額的にも妥当である。 ③定期的に情報共有を行っており、一定の事業効果がある。
144	西春日井市町議長会負担金	S17	2	2	西春日井市町議長会	1	各市町 10,000円	10	10	①円滑な議会運営のため、2市1町の諸問題を論議するための必要な経費である。 ②2市1町で定額を負担しており、金額的にも妥当である。 ③定期的に情報共有を行っており、一定の事業効果がある。
145	議会議員研修負担金	H24	3	4	各研修機関等	3	事業内容に応じて負担する	108	77	①円滑な議会運営のため、議会議員のための必要な経費である。 ②研修会の負担金のみを負担しており、金額的にも妥当である。 ③研修参加者には、報告書を提出させており、一定の事業効果がある。
146	国保連合会一般負担金	S23	1	4	愛知県国民健康保険団体連合会	3	1万人以上の被保険者1人につき37円70銭	174	173	①連合会の事業を行うための運営費を負担することは必要である。 ②被保険者の人数に応じて算出し、金額的にも妥当である。 ③連合会において毎年安定した事業運営を行っており、一定の事業効果がある。
147	国保連合会保険者事務電算化共同処理負担金	S57	1	4	愛知県国民健康保険団体連合会	1	定額59,400円とシステム等を合わせて負担する	71	70	①連合会の事業を行うための運営費を負担することは必要である。 ②被保険者の人数に応じて算出し、金額的にも妥当である。 ③連合会において毎年安定した事業運営を行っており、一定の事業効果がある。
148	後期高齢者支援金・後期高齢者関係事務費拠出金	H20	1	4	社会保険診療報酬支払基金	3	総額を被用者保険、国保被保険者の総数で除し、当該被保険者の加入数を乗じる	247,601	247,598	①社会保険診療報酬支払基金の運営費を負担することは必要である。 ②被用者保険と国保被保険者の人数に応じて算出し、金額的にも妥当である。 ③基金において毎年安定した事業運営を行っており、一定の事業効果がある。
149	前期高齢者納付金・前期高齢者関係事務費拠出金	H20	1	4	社会保険診療報酬支払基金	3	65歳から74歳までを対象とした医療費を保険者間で財政調整する。	252	197	①社会保険診療報酬支払基金の運営費を負担することは必要である。 ②前期高齢者の医療費を保険者間で財政調整しており、金額的にも妥当である。 ③基金において毎年安定した事業運営を行っており、一定の事業効果がある。
150	老人保健医療費拠出金・老人保健事務費拠出金	S58	1	4	社会保険診療報酬支払基金	3	平成20年度で廃止した老人保健制度の精算業務費	9	8	①老人保健法に基づく費用を負担することは必要である。 ②平成20年度に老人保健制度が廃止となり、現在は精算業務のみである。 ③基金において毎年安定した事業運営を行っており、一定の事業効果がある。
151	介護納付金	H12	1	4	社会保険診療報酬支払基金	3	第2号被保険者の見込人数等に基づき算出	103,033	103,033	①介護納付金等を支払うための費用を負担することは必要である。 ②第2号被保険者の見込人数を基礎とし、法令に基づき算定している。 ③基金において毎年安定した事業運営を行っており、一定の事業効果がある。
152	高額医療費共同事業拠出金	H14	1	4	愛知県国民健康保険団体連合会	3	総額を直近2カ年度の高額医療費共同事業基準拠出対象額で按分して算出	35,784	35,770	①高額医療費を支払うための費用を負担することは必要である。 ②一定の金額を按分のうえ算出しており、金額的にも妥当である。 ③基金において毎年安定した事業運営を行っており、一定の事業効果がある。
153	保険財政共同安定化事業拠出金	H18	1	4	愛知県国民健康保険団体連合会	3	医療費実績割、被保険者数割により算出	116,716	116,644	①高額医療費を支払うための費用を負担することは必要である。 ②医療費実績割、被保険者数割で算出し、金額的にも妥当である。 ③国保連合会において毎年安定した事業運営を行っており、一定の事業効果がある。
154	保険料等負担金	H20	1	1	後期高齢者医療広域連合	3	町が徴収した保険料等を納付する	142,487	139,372	①後期高齢者医療広域連合が行う事業に対する負担であり、必要な経費である。 ②町が徴収した保険料等を負担しており、妥当である。 ③広域連合において毎年安定した事業運営を行っており、一定の事業効果がある。
155	介護情報負担金	H26	1	4	愛知県国民健康保険団体連合会	1	定額54,450円とシステム等を合わせて負担する	57	57	①国保連合会が行う事業に対して費用を負担することは必要である。 ②定額負担金のほか、システム関係経費等を負担している。 ③国保連合会において毎年安定した事業運営を行っており、一定の事業効果がある。
156	研修会参加負担金(地域介護予防)	H26	3	2	(公財)愛知県健康づくり振興事業団	1	愛知県健康づくりリーダーバンク登録研修会参加のための事前健康診断料	13	0	①地域での介護予防活動の講師として活動してもらうために研修参加が必要である。 ②安全に研修を受講するために、金額として妥当である。 ③介護予防リーダーとなってもらうことで介護予防活動が展開できる。
157	研修会参加負担金(ケアマネジメント)	H18	3	2	(社福)愛知県社会福祉協議会、名古屋弁護士会	3	研修日数、受講内容によって異なる。	34	12	①より高度な知識習得のため、研修参加は必要である。 ②研修日数や内容によって金額が異なってくるが、金額としては妥当である。 ③ケース対応やケアマネージャーへの支援などを行うことができる。
158	新川流域下水道推進協議会負担金	H8	2	2	新川流域下水道推進協議会	1	役員会にて決定 30,000円	30	30	①新川流域下水道事業の進捗を図るために必要な経費である。 ②2市1町で定額を負担しており、金額的にも妥当である。 ③要望活動や各種研修に参加しており、一定の事業効果がある。
159	全国町村下水道推進協議会愛知県支部負担金	H1	2	2	全国町村下水道推進協議会	1	年額 24,000円	24	24	①町村の下水道事業の進捗を図るため、各種事業に必要な経費である。 ②実施事業の状況に応じた負担となっており、金額的にも妥当である。 ③下水道事業を実施するための財源を確保しており、事業効果はある。
160	日本下水道協会負担金	H17	2	2	(公社)日本下水道協会	3	人口割、前々年度の総有収水量により算出	56	55	①下水道事業の進捗を図るため、調査研究等を実施しており、必要な経費である。 ②人口規模と総有収水量に応じた負担となっており、妥当な金額である。 ③下水道事業を実施するための財源を確保しており、事業効果はある。

負担金に関する実態調査結果総括表

番号	名称	開始年度	性質 ※1	対象者※2		算出根拠※3		H26 予算額(千円)	H26 決算額(千円)	担当者の考え (①必要性・②妥当性・③事業効果)
				分類	団体名	分類	具体的内容			
161	積算システム負担金	H14	1	2	(公財)愛知水と緑の公社	1	システムに関する定額経費	786	786	①下水道工事の設計・積算を行うためのシステムの提供を受けるため必要である。 ②システム使用料、単価配信、著作権使用料等により算出しており、妥当である。 ③県同様、適切なメンテナンスが行われており、設計等を行うのに効果がある。
162	中部地方下水道協会負担金	H24	2	2	中部地方下水道協会	1	人口割、総有収水量により算出	14	11	①下水道事業の進捗を図るため、調査研究等を実施しており、必要な経費である。 ②人口規模と総有収水量に応じた負担となっており、妥当な金額である。 ③下水道事業を実施するための財源を確保しており、事業効果はある。
163	愛知県下水道協会負担金	H24	2	2	愛知県下水道協会	1	前年度会費の5分の1に1,000円を加算して算出	4	4	①下水道事業の進捗を図るため、要望活動等を実施しており、必要な経費である。 ②定額の会費に均等割を加えた金額となっており、妥当な金額である。 ③下水道事業を実施するための財源を確保しており、事業効果はある。
164	研修会参加負担金(下水道)	不明	3	2	地方共同法人日本下水道事業団、公益社団法人日本下水道協会	3	研修日数、受講内容によって異なる。	179	0	①新たな課題への対応や経験の浅い職員の知識習得のため必要である。 ②研修日数や受講内容によって研修費用は異なるが、金額としては妥当である。 ③専門的な知識の習得や全国の自治体との情報交換や交流を深めることができる。
165	流域下水道維持管理等負担金	H20	1	3	愛知県	1	新川東部浄化センターに流入する汚水を算定基礎として算出	61,676	60,160	①豊山町から発生する汚水の処理を行うために必要な経費である。 ②流入する汚水量を算定基礎としており、金額的にも妥当である。 ③豊山町から発生する汚水を適正に処理しており、事業効果はある。
166	下水道使用料徴収事務負担金	H20	1	1	北名古屋水道企業団	1	対象件数を上下水道調定件数で除した額	2,679	2,679	①徴収事務を北名古屋水道企業団に委託しており、その事務に要する経費である。 ②水道企業団の決算額に基づき算出しており、金額的にも妥当である。 ③下水道使用料の徴収実績は99%を超えており、事業効果がある。
167	流域下水道事業負担金	H12	1	3	愛知県	2	市町村ごとの申込汚水量の比率により算出	21,784	17,357	①流域下水道建設事業の市町村負担分であり、必要な経費である。 ②計画汚水量の基づき負担しており、金額的にも妥当である。 ③公共下水道の整備に合わせて進められており、事業の進捗が図られている。

※1負担金の性質 1:特定の事業費を賄うための負担 2:団体を運営するための負担 3:個別の研修やイベント等の会費負担 4:その他

※2負担金の交付対象者 1:一部事務組合等 2:協会・協議会・公益法人等 3:国・県・市町村 4:その他

※3負担金の算出根拠 1:定額の負担 2:割合に応じて負担 3:内容や件数に応じて負担